

新潟みずほ福祉会 令和6年度第3回理事会議事録

- 1 招集通知年月日 令和6年11月12日
- 2 開催日時 令和6年11月29日
午前10時から午前11時まで
- 3 開催場所 新潟市西区みずき野1丁目6番11号
総合支援センター 会議室
- 4 出席者
理事（6名） 佐藤 隆、和田 晋弥、野澤 慎吾
海老 郁夫、多賀 邦夫、田中 順
監事（2名） 鈴木 昭、大原 利光
本部（6名） 瀧澤千代美、金子 浩、関谷 愛子
田中 敦子、柴野 由紀、伊藤 一美
- 5 議長 理事長 佐藤 隆
- 6 議題
 - (1) 報告事項
業務執行状況の報告
 - (2) 決議事項
第1号議案 令和6年度第2次補正予算について
第2号議案 給与規程の全部改正について
第3号議案 個人情報保護規程・個人情報保護方針の全部改正について
第4号議案 福祉医療機構への借入れについて
第5号議案 「みっと」事業の廃止について
第6号議案 役員の選任について
第7号議案 評議員会の招集



7 理事会の議事の経過の要領及びその結果

午前10時、理事総数6名中、6名の出席により理事会が成立していることを確認後、瀧澤管理者が開会を告げた。その後、出席理事の互選により議長の選出を行い、佐藤隆理事長が議長に就任した。

また、事務局より、理事会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する理事が存するかを確認した結果、本日の議案について該当する理事はいない旨が報告された。

また、定款第29条第2項の規定により、理事長及び監事が署名人となる。

8 報告事項

◇業務執行状況の報告

資料に沿って本部長(海老理事)が報告し全会一致で承認した。

9 審議事項

(1) 第1号議案 「令和6年度第2次補正予算」について

資料に沿って、柴野経理課長が説明し、全会一致で承認した。

(2) 第2号議案 「給与規程の全部改正」について

資料に沿って、本部長(海老理事)が説明し、全会一致で承認した。

(3) 第3号議案 「個人情報保護規程・個人情報保護方針」について

資料に沿って、本部長(海老理事)が説明し、全会一致で承認した。

(4) 第4号議案 「福祉医療機構への借入れ」について

資料に沿って、本部長(海老理事)が説明し、全会一致で承認した。

(5) 第5号議案 「みっと事業の廃止」について

資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で承認した。

(6) 第6号議案 「役員を選任」について

資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で承認した。

(7) 第7号議案 「評議員会の招集」について

資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で承認した。


以上をもって議案の審議を終え、上記会議のてん末を承認し、理事長及び監事はこれに記名押印する。

議事録作成理事 海老 郁夫

令和6年11月29日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会 理事会

理事長 佐藤隆 

監事 鈴木昭 

監事 大原利光 



令和6年度 第3回 理事会 議案

日 時 令和6年11月29日午前10時から
会 場 総合支援センター会議室

1 報告事項

- (1) 業務執行状況

2 議案

- (1) 第1号議案 令和6年度第2次補正予算について
- (2) 第2号議案 給与規程の全部改正について
- (3) 第3号議案 個人情報保護規程・個人情報保護方針の全部改正について
- (4) 第4号議案 福祉医療機構への借入れについて
- (5) 第5号議案 「みっと」事業の廃止について
- (6) 第6号議案 役員の選任について
- (7) 第7号議案 評議員会の招集

第1号議案

令和6年度第2次補正予算

令和6年度 2次補正予算書

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
事業区分	社会福祉事業

令和 6年度 2次補正社会福祉事業 収支予算書

(単位:円)

科 目		予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考	
事業活動による収入	就労支援事業収入	3,813,943	300,000	4,113,943		
	障害福祉サービス等事業収入	1,413,854,388	0	1,413,854,388		
	その他の事業収入	33,685,086	4,746,635	38,431,721		
	経常経費前掛金収入	2,208,805	0	2,208,805		
	受取利息配当金収入	71,000	0	71,000		
	その他の収入	26,591,500	132,000	26,723,500		
	事業活動収入計(1)	1,480,224,722	5,178,635	1,485,403,357		
	事業活動による支出	人件費支出	947,567,770	3,470,000	951,037,770	
		事業費支出	228,526,859	6,512,689	235,039,528	
		事務費支出	181,326,570	50,283,496	231,610,066	
就労支援事業支出		4,053,721	300,000	4,353,721		
その他の支出		5,893,760	10,385,090	16,278,850		
流動資産評価損等による貸金減少額		420,000	0	420,000		
事業活動支出計(2)		1,367,788,680	70,951,255	1,438,739,935		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		112,436,042	△45,772,620	46,663,422		
施設整備等による収入		施設整備等補助金収入	0	2,310,000	2,310,000	
		施設整備等収入計(4)	0	2,310,000	2,310,000	
	施設整備等による支出	固定資産取得支出	136,117,520	△48,885,720	87,231,800	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	17,024,124	2,922,282	19,946,406	
施設整備等支出計(6)	153,141,644	△45,963,438	107,178,206			
施設整備等資金収支差額(5)=(4)-(6)	△153,141,644	48,273,438	△104,868,206			
その他の活動による収入	積立資産取崩収入	80,445,000	0	80,445,000		
	拠点区分間繰入金収入	224,155,394	0	224,155,394		
	その他の活動収入計(7)	304,600,394	0	304,600,394		
	その他の活動による支出	長期貸付金支出	1,800,000	0	1,800,000	
		積立資産支出	29,546,551	18,677,400	48,223,951	
		拠点区分間繰入金支出	224,155,394	0	224,155,394	
その他の活動支出計(8)	255,501,945	18,677,400	274,179,345			
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	49,098,449	△18,677,400	30,421,049			
予備費支出(10)	20,000,000	0	20,000,000			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(5)-(9)-(10)	△11,607,153	△36,176,582	△47,783,735			
前期末支払資金残高(12)	757,601,307	0	757,601,307			
当期末支払資金残高(11)+(12)	745,994,154	△36,176,582	709,817,572			

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	本部

令和 6年度 2次補正本部 収支予算書

(単位:円)

科 目		予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考	
事業活動による収支	取入					
	受取利息配当金収入	67,000	0	67,000		
	その他の収入	2,371,100	0	2,371,100		
	雑収入	2,371,100	0	2,371,100		
		事業活動収入計(1)	2,438,100	0	2,438,100	
	支出					
	人件費支出	69,955,936	220,000	70,175,936		
	役員報酬支出	1,925,000	0	1,925,000		
	職員給料支出	44,332,705	0	44,332,705		
	職員賞与支出	12,217,134	220,000	12,437,134		
	退職給付支出	1,826,750	0	1,826,750		
	法定福利費支出	9,654,347	0	9,654,347		
	事務費支出	31,969,990	3,770,800	35,740,790		
	福利厚生費支出	2,689,320	0	2,689,320		
	職員被服費支出	90,000	0	90,000		
	旅費交通費支出	30,000	0	30,000		
	研修研究費支出	1,392,700	0	1,392,700		
	事務消耗品費支出	880,000	0	880,000		
	印刷製本費支出	763,000	0	763,000		
	燃料費支出	50,000	0	50,000		
修繕費支出	500,000	0	500,000			
通信運搬費支出	2,380,000	0	2,380,000			
会議費支出	40,000	0	40,000			
広報費支出	2,707,820	0	2,707,820			
業務委託費支出	7,752,480	880,000	8,632,480			
手数料支出	3,833,186	2,890,800	6,723,986			
保険料支出	596,150	0	596,150			
賃借料支出	3,906,512	0	3,906,512			
租税公課支出	200,000	0	200,000			
保守料支出	1,755,322	0	1,755,322			
渉外費支出	837,500	0	837,500			
雑費支出	206,000	0	206,000			
雑支出	1,360,000	0	1,360,000			
その他の支出	501,000	0	501,000			
雑損失	501,000	0	501,000			
	事業活動支出計(2)	102,426,926	3,990,800	106,417,726		
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△99,988,826	△3,990,800	△103,979,626		
施設整備等による収支	取入					
	施設整備等補助金収入	0	432,000	432,000		
	施設整備等補助金収入	0	432,000	432,000		
		施設整備等収入計(4)	0	432,000	432,000	
	支出					
ファイナンス・リース債務の返済支出	9,311,280	0	9,311,280			
1年以内返済予定リース債務返済支出	9,311,280	0	9,311,280			
	施設整備等支出計(5)	9,311,280	0	9,311,280		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△9,311,280	432,000	△8,879,280		
その他の活動による収支	取入					
	積立資産取崩収入	585,000	0	585,000		
	退職給付引当資産取崩収入	585,000	0	585,000		
	拠点区分間繰入金収入	224,155,394	0	224,155,394		
		その他の活動収入計(7)	224,740,394	0	224,740,394	
	支出					
	長期貸付金支出	1,800,000	0	1,800,000		
	積立資産支出	11,598,866	0	11,598,866		
	退職給付引当資産支出	216,000	0	216,000		
	繰戻積立資産支出	11,382,866	0	11,382,866		
	その他の活動支出計(8)	13,398,866	0	13,398,866		
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	211,341,528	0	211,341,528		
	予備費支出(10)	5,000,000	0	5,000,000		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	97,041,422	△3,558,800	93,482,622		
	前期末支払資金残高(12)	77,357,020	0	77,357,020		
	当期末支払資金残高(11)+(12)	174,398,442	△3,558,800	170,839,642		

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	新潟みずほ園

令和 6年度 2次補正新潟みずほ園 収支予算書

(単位:円)

科目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考
事業活動による収入				
収入				
障害福祉サービス等事業収入	397,768,025	0	397,768,025	
自立支援給付費収入	363,339,162	0	363,339,162	
利用者負担金収入(障害)	180,000	0	180,000	
補給給付費収入	5,640,000	0	5,640,000	
特定費用収入	28,608,863	0	28,608,863	
その他の事業収入	787,000	1,339,144	2,126,144	
その他の事業収入	787,000	1,339,144	2,126,144	
経常経費新借入金収入	350,000	0	350,000	
その他の収入	4,474,600	0	4,474,600	
受入研修費収入	240,000	0	240,000	
利用者等外給食費収入	350,000	0	350,000	
雑収入	3,884,600	0	3,884,600	
事業活動収入計(1)	403,379,625	1,339,144	404,718,769	
支出				
人件費支出	215,790,490	0	215,790,490	
職員給料支出	137,158,695	0	137,158,695	
職員賞与支出	36,185,906	0	36,185,906	
非常勤職員給与支出	8,247,190	0	8,247,190	
退職給付支出	6,203,500	0	6,203,500	
法定福利費支出	27,995,199	0	27,995,199	
事業費支出	55,536,347	2,662,625	58,198,972	
給食費支出	19,299,754	0	19,299,754	
介護用品費支出	8,355,600	1,200,000	9,555,600	
保健衛生費支出	1,374,040	0	1,374,040	
医療費支出	200,000	0	200,000	
被服費支出	150,000	0	150,000	
被服料外費支出	284,700	0	284,700	
水道光熱費支出	14,640,000	1,200,000	15,840,000	
燃料費支出	50,000	0	50,000	
消耗器具備品費支出	1,854,350	262,625	2,116,975	
保険料支出	858,010	0	858,010	
賃借料支出	5,869,893	0	5,869,893	
車輛費支出	1,650,000	0	1,650,000	
雑支出	950,000	0	950,000	
事務費支出	52,511,335	2,015,656	54,526,991	
福利厚生費支出	1,722,981	0	1,722,981	
職員被服費支出	370,000	0	370,000	
給食交通費支出	170,000	0	170,000	
研修研究費支出	885,700	0	885,700	
事務消耗品費支出	470,000	0	470,000	
印刷製本費支出	80,000	0	80,000	
修繕費支出	4,000,000	568,686	4,568,686	
通信運搬費支出	581,620	0	581,620	
広報費支出	90,750	0	90,750	
業務委託費支出	37,584,930	0	37,584,930	
手数料支出	2,908,265	1,446,970	4,355,235	
租税公課支出	157,500	0	157,500	
保守料支出	2,467,535	0	2,467,535	
渉外費支出	150,000	0	150,000	
諸会費支出	222,400	0	222,400	
雑支出	699,654	0	699,654	
その他の支出	851,000	0	851,000	
利用者等外給食費支出	350,000	0	350,000	
雑損失	501,000	0	501,000	
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	0	100,000	
徴収不能額	100,000	0	100,000	
事業活動支出計(2)	324,789,172	4,678,281	329,467,453	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	78,590,453	△3,339,137	75,251,316	
施設整備等による収入				
収入				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
施設整備等による支出				
支出				
固定資産取得支出	10,200,000	1,166,000	11,366,000	
器具及び備品取得支出	300,000	1,166,000	1,466,000	
施設仮勘定取得支出	9,900,000	0	9,900,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	2,683,140	1,029,006	3,712,146	
リース債務返済支出	0	1,029,006	1,029,006	
1年以内返済予定リース債務返済支出	2,683,140	0	2,683,140	
施設整備等支出計(5)	12,883,140	2,195,006	15,078,146	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△12,883,140	△2,195,006	△15,078,146	
その他の活動による収入				
収入				
積立資産取崩収入	12,870,000	0	12,870,000	
退職給付引当資産取崩収入	970,000	0	970,000	
施設整備等積立資産取崩収入	11,900,000	0	11,900,000	
その他の活動収入計(7)	12,870,000	0	12,870,000	
その他の活動による支出				
支出				
積立資産支出	720,000	0	720,000	
退職給付引当資産支出	720,000	0	720,000	
拠点区分間繰入金支出	109,857,313	0	109,857,313	
その他の活動支出計(8)	110,577,313	0	110,577,313	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△97,707,313	0	△97,707,313	
予備費支出(10)	3,000,000	0	3,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△35,000,000	△5,534,143	△40,534,143	
前期末支払資金残高(12)	188,953,861	0	188,953,861	
当期末支払資金残高(11)+(12)	153,953,861	△5,534,143	148,419,718	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	みのり園

令和 6年度 2次補正みのり園 収支予算書

(単位:円)

科目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考
事業活動による収支				
収入				
障害福祉サービス等事業収入	361,664,747	0	361,664,747	
自立支援給付費収入	327,421,882	0	327,421,882	
利用者負担金収入(障害)	24,000	0	24,000	
補給給付費収入	6,210,000	0	6,210,000	
特定費用収入	28,008,865	0	28,008,865	
その他の事業収入	3,060,860	1,358,716	4,419,576	
その他の事業収入	3,060,860	1,358,716	4,419,576	
通常経費新借入金収入	350,000	0	350,000	
受取利息配当金収入	2,000	0	2,000	
その他の収入	4,465,400	132,000	4,597,400	
受入研修費収入	240,000	0	240,000	
利用者等外給付費収入	350,000	0	350,000	
雑収入	3,875,400	132,000	4,007,400	
事業活動収入計(1)	369,543,007	1,490,716	371,033,723	
支出				
人件費支出	221,430,174	300,000	221,730,174	
職員給料支出	141,395,149	0	141,395,149	
職員給与支出	37,945,009	0	37,945,009	
非常勤職員給与支出	6,522,477	0	6,522,477	
退職給付支出	6,286,950	0	6,286,950	
法定福利費支出	29,280,589	300,000	29,580,589	
事業費支出	61,783,710	1,373,044	63,156,754	
給食費支出	23,270,234	0	23,270,234	
介護用品費支出	7,757,070	0	7,757,070	
保健衛生費支出	1,014,000	0	1,014,000	
医療費支出	200,000	0	200,000	
被服費支出	150,000	0	150,000	
教養娯楽費支出	240,300	0	240,300	
水道光熱費支出	16,680,000	1,200,000	17,880,000	
燃料費支出	150,000	0	150,000	
消耗器具備品費支出	2,611,765	173,044	2,784,809	
保険料支出	742,630	0	742,630	
賃借料支出	6,405,711	0	6,405,711	
車輦費支出	1,540,000	0	1,540,000	
雑支出	1,022,000	0	1,022,000	
事務費支出	37,941,735	2,744,170	40,685,905	
福利厚生費支出	1,719,364	0	1,719,364	
職員被服費支出	370,000	0	370,000	
旅費交通費支出	120,000	0	120,000	
研修研究費支出	885,700	0	885,700	
事務消耗品費支出	530,000	0	530,000	
印刷製本費支出	80,000	0	80,000	
修繕費支出	6,133,000	1,838,320	7,971,320	
通信運搬費支出	716,620	0	716,620	
広報費支出	90,750	0	90,750	
業務委託費支出	21,214,539	0	21,214,539	
手数料支出	3,185,885	905,850	4,091,735	
租税公課支出	179,400	0	179,400	
保守料支出	1,691,923	0	1,691,923	
移外費支出	150,000	0	150,000	
諸金費支出	174,900	0	174,900	
雑支出	699,654	0	699,654	
その他の支出	851,000	0	851,000	
利用者等外給付費支出	350,000	0	350,000	
雑損失	501,000	0	501,000	
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	0	100,000	
徴収不能額	100,000	0	100,000	
事業活動支出計(2)	322,106,619	4,417,214	326,523,833	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	47,436,388	△2,926,498	44,509,890	
施設整備等による収支				
収入				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
支出				
固定資産取得支出	65,300,000	2,100,660	67,400,660	
構築物取得支出	65,000,000	0	65,000,000	
器具及び備品取得支出	300,000	2,100,660	2,400,660	
ファイナンス・リース債務の返済支出	2,319,804	948,618	3,268,422	
リース債務返済支出	0	948,618	948,618	
1年以内返済予定リース債務返済支出	2,319,804	0	2,319,804	
施設整備等支出計(5)	67,619,804	3,049,278	70,669,082	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△67,619,804	△3,049,278	△70,669,082	
その他の活動による収支				
収入				
積立資産取崩収入	65,960,000	0	65,960,000	
退職給付引当資産取崩収入	960,000	0	960,000	
施設整備等積立資産取崩収入	65,000,000	0	65,000,000	
その他の活動収入計(7)	65,960,000	0	65,960,000	
支出				
積立資産支出	756,000	0	756,000	
退職給付引当資産支出	756,000	0	756,000	
拠点区分間繰入金支出	84,020,584	0	84,020,584	
その他の活動支出計(8)	84,776,584	0	84,776,584	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△18,816,584	0	△18,816,584	
予備費支出(10)	3,000,000	0	3,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△42,000,000	△5,975,776	△47,975,776	
前期末支払資金残高(12)	186,219,299	0	186,219,299	

令和 6年度 2次補正みのり園 収支予算書

(単位:円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考
当期末支払資金残高(11)+(12)	144,219,299	△5,975,776	138,243,523	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	第2みずほ園

令和 6年度 2次補正第2みずほ園 収支予算書

(単位:円)

科 目		予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考
事業活動による収支	取入				
	障害福祉サービス等事業収入	377,815,013	0	377,815,013	
	自立支援給付費収入	343,806,986	0	343,806,986	
	利用者負担金収入(障害)	144,000	0	144,000	
	補給給付費収入	6,360,000	0	6,360,000	
	特定費用収入	27,504,027	0	27,504,027	
	その他の事業収入	670,000	1,281,114	1,951,114	
	その他の事業収入	670,000	1,281,114	1,951,114	
	経常経費新借入金収入	1,478,805	0	1,478,805	
	受取利息配当金収入	2,000	0	2,000	
	その他の収入	3,920,000	0	3,920,000	
	受入研修費収入	290,000	0	290,000	
	利用者等外給食費収入	350,000	0	350,000	
	雑収入	3,280,000	0	3,280,000	
	事業活動収入計(1)	383,885,818	1,281,114	385,166,932	
	支出				
	人件費支出	215,322,143	600,000	215,922,143	
職員給料支出	137,819,973	0	137,819,973		
職員賞与支出	39,410,018	200,000	39,610,018		
非常勤職員給与支出	5,598,890	0	5,598,890		
退職給付支出	3,924,500	0	3,924,500		
法定福利費支出	28,568,762	400,000	28,968,762		
事業費支出	57,283,995	2,400,000	59,683,995		
給食費支出	19,261,580	0	19,261,580		
介護用品費支出	8,503,200	1,200,000	9,703,200		
保健衛生費支出	1,099,000	0	1,099,000		
医療費支出	200,000	0	200,000		
被服費支出	150,000	0	150,000		
教養娯楽費支出	267,100	0	267,100		
水道光熱費支出	15,000,000	1,200,000	16,200,000		
燃料費支出	90,000	0	90,000		
消耗器具備品費支出	1,751,230	0	1,751,230		
保険料支出	874,590	0	874,590		
賃借料支出	7,076,615	0	7,076,615		
車両費支出	2,240,680	0	2,240,680		
雑支出	770,000	0	770,000		
事務費支出	38,484,950	40,184,970	78,669,920		
福利厚生費支出	1,719,388	0	1,719,388		
職員被服費支出	370,000	0	370,000		
旅費交通費支出	120,000	0	120,000		
研修研究費支出	885,700	0	885,700		
事務消耗品費支出	370,000	0	370,000		
印刷製本費支出	80,000	0	80,000		
修繕費支出	5,000,000	38,174,970	43,174,970		
通信運搬費支出	517,420	0	517,420		
広報費支出	90,750	0	90,750		
業務委託費支出	22,926,038	1,980,000	24,906,038		
手数料支出	2,917,650	0	2,917,650		
租税公課支出	91,000	30,000	121,000		
保守料支出	2,323,950	0	2,323,950		
渉外費支出	150,000	0	150,000		
諸金費支出	223,400	0	223,400		
雑支出	699,654	0	699,654		
その他の支出	851,000	0	851,000		
利用者等外給食費支出	350,000	0	350,000		
雑損失	501,000	0	501,000		
流動資産評価損等による資金減少額	100,000	0	100,000		
徴収不能額	100,000	0	100,000		
事業活動支出計(2)	312,042,088	43,184,970	355,227,058		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	71,843,730	△41,903,856	29,939,874		
施設整備等による収支	取入				
	施設整備等補助金収入	0	1,500,000	1,500,000	
	施設整備等補助金収入	0	1,500,000	1,500,000	
	施設整備等収入計(4)	0	1,500,000	1,500,000	
	支出				
	固定資産取得支出	59,717,520	△52,152,380	7,565,140	
	建物取得支出	55,312,370	△55,312,370	0	
	器具及び備品取得支出	4,405,150	3,159,990	7,565,140	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	2,709,900	944,658	3,654,558	
	リース債務返済支出	0	944,658	944,658	
1年以内返済予定リース債務返済支出	2,709,900	0	2,709,900		
施設整備等支出計(5)	62,427,420	△51,207,722	11,219,698		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△62,427,420	52,707,722	△9,719,698		
その他の活動による収支	取入				
	積立資産取崩収入	270,000	0	270,000	
	退職給付引当資産取崩収入	270,000	0	270,000	
	その他の活動収入計(7)	270,000	0	270,000	
	支出				
	積立資産支出	15,859,685	18,677,400	34,537,085	
	退職給付引当資産支出	774,000	0	774,000	
修繕積立資産支出	15,085,685	18,677,400	33,763,085		
その他の活動支出計(8)	15,859,685	18,677,400	34,537,085		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△15,589,685	△18,677,400	△34,267,085		
予備費支出(10)	3,000,000	0	3,000,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△9,173,375	△7,873,534	△17,046,909		
前期末支払資金残高(12)	152,879,465	0	152,879,465		

令和 6年度 2次補正第2みずほ園 収支予算書

(単位:円)

科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考
当期末支払資金残高(11)+(12)	143,706,090	△7,873,534	135,832,556	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	工房はたや

令和 6年度 2次補正工房はたや 収支予算書

(単位:円)

科目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考
事業活動による収入				
収入				
就労支援事業収入	4,053,721	300,000	4,353,721	
受託作業収入	4,053,721	300,000	4,353,721	
障害福祉サービス等事業収入	58,347,853	0	58,347,853	
自立支援給付費収入	57,690,833	0	57,690,833	
特定費用収入	657,020	0	657,020	
その他の事業収入	413,800	128,181	541,981	
その他の事業収入	413,800	128,181	541,981	
その他の収入	2,972,070	0	2,972,070	
利用者等外給食費収入	30,000	0	30,000	
雑収入	2,942,070	0	2,942,070	
事業活動収入計(1)	65,787,444	428,181	66,215,625	
支出				
人件費支出	42,734,163	1,250,000	43,984,163	
職員給料支出	26,391,405	350,000	26,741,405	
職員賞与支出	8,184,820	230,000	8,414,820	
非常勤職員給与支出	1,960,068	0	1,960,068	
退職給付支出	578,500	30,000	608,500	
法定福利費支出	5,619,370	640,000	6,259,370	
事業費支出	8,268,235	0	8,268,235	
給食費支出	946,880	0	946,880	
介護用品費支出	100,000	0	100,000	
保健衛生費支出	70,000	0	70,000	
医療費支出	200,000	0	200,000	
教養娯楽費支出	170,000	0	170,000	
水道光熱費支出	2,225,909	0	2,225,909	
燃料費支出	93,400	0	93,400	
消耗器具備品費支出	220,000	0	220,000	
保険料支出	360,896	0	360,896	
賃借料支出	782,152	0	782,152	
車輦費支出	2,588,998	0	2,588,998	
雑支出	510,000	0	510,000	
事務費支出	3,930,268	0	3,930,268	
福利厚生費支出	464,671	0	464,671	
職員被服費支出	66,000	0	66,000	
旅費交通費支出	64,000	0	64,000	
研修研究費支出	515,700	0	515,700	
事務消耗品費支出	224,000	0	224,000	
印刷製本費支出	40,000	0	40,000	
修繕費支出	800,000	0	800,000	
通信運搬費支出	308,000	0	308,000	
広報費支出	29,872	0	29,872	
業務委託費支出	242,560	0	242,560	
手数料支出	101,785	0	101,785	
租税公課支出	10,000	0	10,000	
保守料支出	422,400	0	422,400	
渉外費支出	80,000	0	80,000	
語学費支出	53,600	0	53,600	
雑支出	507,680	0	507,680	
就労支援事業支出	4,053,721	300,000	4,353,721	
就労支援事業販原価支出	4,053,721	300,000	4,353,721	
その他の支出	531,000	0	531,000	
利用者等外給食費支出	30,000	0	30,000	
雑損失	501,000	0	501,000	
流動資産評価損等による資金減少額	30,000	0	30,000	
繰上不能額	30,000	0	30,000	
事業活動支出計(2)	59,547,387	1,550,000	61,097,387	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,240,057	△1,121,819	5,118,238	
施設整備等による収入				
収入				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
施設整備等支出				
支出				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
その他の活動による収入				
収入				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
その他の活動支出				
支出				
積立資産支出	144,000	0	144,000	
退職給付引当資産支出	144,000	0	144,000	
拠点区分間繰入金支出	7,096,057	0	7,096,057	
その他の活動支出計(8)	7,240,057	0	7,240,057	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△7,240,057	0	△7,240,057	
予備費支出(10)	2,000,000	0	2,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)+(10)	△3,000,000	△1,121,819	△4,121,819	
前期末支払資金残高(12)	28,343,694	0	28,343,694	
当期末支払資金残高(11)+(12)	25,343,694	△1,121,819	24,221,875	

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	樫の木

令和 6年度 2次補正樫の木 収支予算書

(単位:円)

	科 目	予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考
事業活動による収支	収入				
	顧客福祉サービス等事業収入	143,206,748	0	143,206,748	
	自立支援給付費収入	106,060,623	0	106,060,623	
	補給給付費収入	5,160,000	0	5,160,000	
	暫定費用収入	31,986,125	0	31,986,125	
	その他の事業収入	6,413,124	490,379	6,903,503	
	その他の事業収入	6,413,124	490,379	6,903,503	
	経常雑費寄附金収入	30,000	0	30,000	
	その他の収入	4,803,940	0	4,803,940	
	利用者等外給食費収入	1,277,760	0	1,277,760	
	雑収入	3,526,180	0	3,526,180	
	事業活動収入計(1)	154,453,812	490,379	154,944,191	
	支出				
	人件費支出	100,032,362	1,100,000	101,132,362	
	職員給料支出	35,666,603	0	35,666,603	
職員給与支出	9,871,086	900,000	10,771,086		
非常勤職員給与支出	40,160,790	0	40,160,790		
退職給付支出	3,303,000	0	3,303,000		
法定福利費支出	11,030,883	200,000	11,230,883		
事業費支出	29,057,018	0	29,057,018		
給食費支出	13,264,900	0	13,264,900		
介護用品費支出	300,000	0	300,000		
保健衛生費支出	394,400	0	394,400		
医療費支出	200,000	0	200,000		
教養娯楽費支出	70,000	0	70,000		
日用品費支出	1,020,175	0	1,020,175		
水道光熱費支出	9,902,119	0	9,902,119		
燃料費支出	60,000	0	60,000		
消耗器具備品費支出	490,000	0	490,000		
保険料支出	366,060	0	366,060		
備付料支出	1,251,364	0	1,251,364		
車輦費支出	1,238,000	0	1,238,000		
雑支出	500,000	0	500,000		
事務費支出	8,979,232	1,527,900	10,507,132		
福利厚生費支出	1,152,658	0	1,152,658		
職員被服費支出	66,000	0	66,000		
旅費交通費支出	60,000	0	60,000		
研修研究費支出	200,000	0	200,000		
事務消耗品費支出	255,000	0	255,000		
印刷製本費支出	40,000	0	40,000		
修繕費支出	1,400,000	1,397,000	2,797,000		
通信運搬費支出	839,704	0	839,704		
会議費支出	10,000	0	10,000		
広報費支出	26,840	0	26,840		
業務委託費支出	2,797,400	0	2,797,400		
手数料支出	885,930	0	885,930		
租税公課支出	150,000	0	150,000		
保守料支出	450,000	130,900	580,900		
渉外費支出	80,000	0	80,000		
雑会費支出	50,800	0	50,800		
雑支出	514,900	0	514,900		
その他の支出	1,787,760	10,385,090	12,172,850		
利用者等外給食費支出	1,277,760	0	1,277,760		
雑損失	510,000	10,385,090	10,895,090		
流動資産評価損等による資金減少額	30,000	0	30,000		
繰取不能額	30,000	0	30,000		
事業活動支出計(2)	139,886,372	13,012,990	152,899,362		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	14,567,440	△12,522,611	2,044,829		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	0	378,000	378,000	
	施設整備等補助金収入	0	378,000	378,000	
	施設整備等収入計(4)	0	378,000	378,000	
	支出				
固定資産取得支出	900,000	0	900,000		
器具及び備品取得支出	900,000	0	900,000		
施設整備等支出計(5)	900,000	0	900,000		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△900,000	378,000	△522,000		
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	500,000	0	500,000	
	退職給付引当資産取崩収入	500,000	0	500,000	
	その他の活動収入計(7)	500,000	0	500,000	
	支出				
	積立資産支出	180,000	0	180,000	
	退職給付引当資産支出	180,000	0	180,000	
	拠点区分間繰入金支出	23,181,440	0	23,181,440	
	その他の活動支出計(8)	23,361,440	0	23,361,440	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△22,861,440	0	△22,861,440	
予備費支出(10)	3,000,000	0	3,000,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)+(10)	△12,194,000	△12,144,611	△24,338,611		
前期末支払資金残高(12)	101,602,700	0	101,602,700		
当期末支払資金残高(11)+(12)	89,408,700	△12,144,611	77,264,089		

法人名	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会
拠点区分	総合支援センター

令和 6年度 2次補正総合支援センター収支予算書

(単位:円)

科 目		予算現額	今回補正額	補正後予算額	備 考
事業活動による収支	取 入				
	障害福祉サービス等事業収入	75,052,002	0	75,052,002	
	自立支援給付費収入	68,761,110	0	68,761,110	
	障害児施設給付費収入	3,780,852	0	3,780,852	
	物定費用収入	2,510,040	0	2,510,040	
	その他の事業収入	22,340,302	149,101	22,489,403	
	その他の事業収入	22,340,302	149,101	22,489,403	
	その他の収入	3,584,390	0	3,584,390	
	利用者等外給食費収入	20,000	0	20,000	
	雑収入	3,564,390	0	3,564,390	
	事業活動収入計(1)	100,976,694	149,101	101,125,795	
	支 出				
	人件費支出	82,302,502	0	82,302,502	
	職員給料支出	54,315,939	0	54,315,939	
職員賞与支出	16,092,374	0	16,092,374		
非常勤職員給与支出	171,600	0	171,600		
退職給付支出	1,239,500	0	1,239,500		
法定福利費支出	10,483,089	0	10,483,089		
事業費支出	16,597,554	77,000	16,674,554		
給食費支出	2,980,210	0	2,980,210		
介護用品費支出	666,000	0	666,000		
保健衛生費支出	80,000	0	80,000		
医療費支出	200,000	0	200,000		
教養娯楽費支出	120,000	0	120,000		
水道光熱費支出	2,940,000	0	2,940,000		
消耗器具備品費支出	330,000	77,000	407,000		
保険料支出	809,020	0	809,020		
賃借料支出	3,684,264	0	3,684,264		
車輦費支出	4,288,060	0	4,288,060		
雑支出	500,000	0	500,000		
事務費支出	7,509,060	40,000	7,549,060		
福利厚生費支出	659,342	0	659,342		
職員旅費支出	66,000	0	66,000		
旅費交通費支出	60,000	0	60,000		
研修研究費支出	865,700	0	865,700		
事務消耗品費支出	680,000	0	680,000		
印刷製本費支出	70,000	0	70,000		
修繕費支出	1,000,000	0	1,000,000		
通信運搬費支出	879,100	0	879,100		
広報費支出	58,130	0	58,130		
業務委託費支出	541,254	0	541,254		
手数料支出	85,780	0	85,780		
土地・建物賃借料支出	192,000	0	192,000		
租税公課支出	749,400	40,000	789,400		
保守料支出	706,000	0	706,000		
渉外費支出	150,000	0	150,000		
諸会費支出	59,000	0	59,000		
雑支出	687,354	0	687,354		
その他の支出	521,000	0	521,000		
利用者等外給食費支出	20,000	0	20,000		
雑損失	501,000	0	501,000		
流動資産評価損等による資金減少額	60,000	0	60,000		
徴収不能額	60,000	0	60,000		
事業活動支出計(2)	106,990,116	117,000	107,107,116		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△6,013,422	32,101	△5,981,321		
施設整備等による収支	取 入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支 出				
	施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0		
その他の活動による収支	取 入				
	積立資産取崩収入	260,000	0	260,000	
	退職給付引当金取崩収入	260,000	0	260,000	
	その他の活動収入計(7)	260,000	0	260,000	
	支 出				
	積立資産支出	288,000	0	288,000	
	退職給付引当資産支出	288,000	0	288,000	
その他の活動支出計(8)	288,000	0	288,000		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△28,000	0	△28,000		
予備費支出(10)	1,000,000	0	1,000,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△7,041,422	32,101	△7,009,321		
前期末支払資金残高(12)	22,245,268	0	22,245,268		
当期末支払資金残高(11)+(12)	15,203,846	32,101	15,235,947		

第2号議案

給与規程の全部改正

社会福祉法人新潟みずほ福祉会 給与規程

令和3年12月14日改正
令和4年 3月18日改正
令和4年 9月28日改正
令和5年 4月 1日改正
令和6年 3月15日改正
令和6年 6月 6日改正
令和7年 4月 1日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟みずほ福祉会就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「職員」とは、就業規則第2条の規定により正職員として採用された者をいう。

- 2 本部長を管理職員という。
- 3 就業規則第5条により採用された職員は、それぞれが理事長と契約を締結する。

(給与の種類)

第3条 この規程において給与とは、労働の対価として職員に支払われるもので、次の各号に掲げるものをいう。

- ① 基本給
 - ② 資格手当
 - ③ 家族手当
 - ④ 住居手当
 - ⑤ 通勤手当
 - ⑥ 時間外勤務手当及び休日勤務手当
 - ⑦ 管理職員特別勤務手当
 - ⑧ 夜勤手当
 - ⑨ 特別手当
 - ⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算手当
 - ⑪ 紹介手当
- 2 前項に関わらず、~~定年延長~~継続雇用により60歳に達した日後の最初の4月1日以降は、基本給は据置、手当は通勤手当、福祉・介護職員処遇改善加算手当、賞与は本部長4か月、副本部長、部長2.5か月、課長2か月、一般職1か月の範囲で支給することができる。

(給与の締切日及び支払日)

第4条 前条に掲げる給与のうち、基本給及び月額を単位として支給する手当については、毎月1日からその月の末日までの分を当該月の25日に、賞与及び退職金については、~~別表3に定める支給日に、~~その他の手当については、翌月25日にそれぞれ支給する。ただし、当該支給日が土曜日又は日曜日若しくは国民の祝日に関する法律に規定する日に当たる場合は、その直前の金融機関の営業日とする。

(給与の計算方法)

第5条 勤務1日当たりの給与の額は、基本給に年間所定労働日数を12か月で除して得た額とする。

2 勤務1時間当たりの給与の額は、基本給を月平均の所定労働時間で除して得た額とする。

3 次の各号に該当する期間又は時間については、基本給及び手当は不就労分を控除する。

① 遅刻、早退、欠勤などにより、所定の勤務時間の全部又は一部を勤務しなかった場合。ただし、やむを得ない事由によると認められる場合は、この限りではない。

② 争議行為などによって勤務しなかった期間又は時間

4 月の途中において採用又は退職、休職、休業した者の給与については、勤務した期間及び時間に応じて、日割り計算により支給する。

(給与の支払方法)

第6条 給与は、通貨でその全額を直接職員に支払う。ただし、預金口座払込みの同意を得た者に対しては、口座振替の方法により支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、これを控除する。

① 法令に定められたもの

ア 雇用保険料・健康保険料・厚生年金保険料

イ 源泉所得税・住民税（市町村民税及び都道府県民税）

② 職員の代表と書面により控除することについて協定をしたもの

第2章 基本給

(基本給表)

第7条 職員の基本給は月額で定めるものとし、その額は別表1のとおりとする。

2 職員の級の格付けは、次の各号に定めるものとする。

~~① 部長及び部長級 5級~~

~~② 課長及び課長級 4級~~

~~③ 課長補佐 3級~~

~~④ 主任 2級~~

~~⑤ その他の職員 1級~~

① 管理職

ア 部長及び部長級 M3

イ 課長及び課長級 M2

ウ 課長補佐	M 1
② リーダー職	
ア 係長	L 2
イ 主任	L 1
③ 総合職	G 1・G 2・G 3
④ 専門職	S 1・S 2・S 3・S 4・S 5・S 6

~~2 理事長は、特別の事情がある場合は、第2項の規定にかかわらず、上位の級に格付けすることができる。~~

3 格付けは別に定める人事制度により決定する。

(初任給)

第8条 新たに次の号に掲げる学校等を卒業した者（以下「新規学卒者」という。）を採用する場合の初任給の基準は、次のとおりとする。

① 大学卒	1級24号給	G 1-5
② 3年制短期大学及び専門学校卒	1級23号給	G 1-4
③ 2年制短期大学及び専門学校卒	1級22号給	G 1-3
④ 高等学校卒	1級19号給	G 1-1

2 上記に該当しない場合は協議の上、理事長が専決する。

3 新規学卒者以外の者を採用する場合の初任給は、本人の能力、経験及び他の職員との均衡を勘案し、別表2に定める経験年数換算表により決定する。

(昇給・昇格・降給・降格・減給)

第9条 ~~職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは~~人事評価制度による評価に基づき、予算の範囲内において、上位の号給格付けに昇給・昇格させることができるものとする。ただし、就業規則第46条に基づく懲戒処分を受けた場合及び欠勤等勤務成績が良好でない場合は昇給・昇格を保留する。

2 職員が次の各号の一に該当する場合は、臨時に昇給させることができるものとする。

- ① 休職中の職員が復職し、他の職員と著しく不均衡が生じたとき。
- ② その他、特に昇給させる必要があると理事長が認めたとき。

~~3 前2項の昇給の期日は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日とする。~~

3 人事評価制度により、降級・降格することがある。

4 懲戒処分を受けた場合や欠勤等勤務成績が良好でない場合であつて、就業規則第46条③減給に該当する場合は減給する。

第3章 手当

(資格手当)

第10条 別表3の通り、業務上必要とする資格を保持し、その職務に就く職員に、資格手当を支給する。

2 職員は、別表3の資格手当 支給対象の要件を満たした場合、または要件を欠くに至った場合は10日以内にその旨を届け出なければならない。

- 3 資格手当は、要件発生日（または要件失格日）が月の初日の場合はその月からそれ以外は、翌月の給与から変更する。

（家族手当）

第11条 主として職員の給与により生計を維持している者で、次の各号の家族を有する者については、家族手当を支給する。ただし、社会保険の被扶養者である者に限る。

① 配偶者

② 22歳に達した年度の末日までの子

- 2 職員は、別表3の家族手当 支給対象の要件を満たした場合、または要件を欠くに至った場合は10日以内にその旨を届け出なければならない。

- 3 家族手当は、要件発生日（または要件失格日）が月の初日の場合はその月からそれ以外は、翌月の給与から変更する。

（住居手当）

第12条 次に掲げる職員に住居手当を支給する。

① 通勤距離が35キロメートル以内で、自ら居住する住宅を世帯主として借り受け家賃を支払っている職員。ただし、駐車場使用料を含め21,000円を上限とする。（住民票記載事項証明書および契約金額のわかる書類添付）

② 自ら所有している住宅の世帯主である職員（住民票記載事項証明書添付）

- 2 職員は、別表3の住居手当 支給対象の要件を満たした場合、または要件を欠くに至った場合は前項の証明書類添付の上、10日以内にその旨を届け出なければならない。

- 3 住居手当は、要件発生日（または要件失格日）が月の初日の場合はその月から、それ以外は、翌月の給与から変更する。

（通勤手当）

第13条 通勤のため交通機関を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及び交通用具を利用する職員には、通勤手当を支給する。ただし、2キロメートル未満である職員及び自動車任意保険に加入していない職員には支給しない。（自動車検査証・任意保険証・免許証の写しおよび住民票記載事項証明書添付）

- 2 職員は、別表3の通勤手当 支給対象の要件を満たした場合、または要件を欠くに至った場合は前項の証明書類添付の上、10日以内にその旨を届け出なければならない。

- 3 通勤手当は、要件発生日（または要件失格日）が月の初日の場合はその月からそれ以外は、翌月の給与から変更する。

（時間外手当及び休日勤務手当）

第14条 就業規則第22条の規定により、時間外及び休日に勤務を命じられた職員には、当該勤務に対して時間外手当及び休日勤務手当を支給する。

(夜勤手当)

第15条 就業規則第20条第2項の規定による正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員には、当該勤務の時間に対して、夜勤手当を支給する。

(特別手当)

第16条 特別の事情がある場合は、特別手当を支給する。

(福祉・介護職員等処遇改善加算手当)

第16条の2 福祉・介護職員等処遇改善加算手当は、福祉・介護職員等処遇改善加算を原資として支給する。

- 2 支給額は、常勤職員は個別に決定した上で支給する。
- 3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適宜見直しを行うことができる。
- 4 交付額に不足が出た場合は処遇改善加算の一部を原資とすることができる。交付額が余った場合には、一時金として交付額を上回るように支給するものとする。

(紹介手当)

第16条の3 別に定める職員紹介制度内規により、採用した職員が入職後6ヶ月経過時点において在籍している場合に、紹介した職員に支払う。

(手当の支給基準)

第17条 本章各条に規定する手当の支給基準は、別表3のとおりとする。

第4章 賞 与

(賞 与)

第18条 法人全体の業績を勘案して賞与を支給することができる。

- 2 賞与は、6月1日及び12月1日の基準日に在職している者で、基準日前6か月の期間におけるその者の在職期間に応じて、6月1日の基準日については6月30日に、12月1日の基準日については12月10日に支給する。但し、育児・介護休業及び業務上の傷病による休職取得者については、勤務日数に応じて支給することができる。ただし、当該支給日が土曜日又は日曜日若しくは国民の祝日に関する法律に規定する日に当たる場合は、その直前の金融機関の営業日とする。
- 3 育児・介護休業及び業務上の傷病による休職取得者については、勤務日数に応じて支給することができる。
- 4 12月の賞与は、人事評価の結果を反映させた支給とする。
- 5 前項の規定に関わらず、就業規則第41条に基づく懲戒処分を受けた場合及び欠勤等勤務成績が良好でない場合は、その情状に応じ賞与の額を減額又は支給しないことがある。詳細については「賞与減額基準」による。

第5章 退職金

(退職金)

第19条 職員が退職した場合は、社会福祉施設職員退職手当共済法の規定に基づき、退職金を支給する。支給までの期間は請求後おおむね3か月程度、ただし4月～8月ごろは全国から請求が集中するため更に時間がかかる場合がある。

2 就業規則第41条に基づき懲戒解雇された者には、その情状に応じ退職金の額を減額又は支給しないことがある。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年3月18日から施行する。

附則 この規程は、令和4年9月28日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年6月6日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

賃金表 ■総合職										別表1			
年齢17以下は年齢18を適用する。年齢66以上は年齢65を適用する。										2025/4/1			
年齢	経験	標準格付	学歴	本給	役割給	役割給	年齢給	経験給	標準滞留年数				
									S(10%増額)	A(5%増額)	C(10%減額)	C(20%減額)	
18	0	G1-1	高卒	140,728	20%	35,182	0	0	-	-	-	-	
19	0	G1-2		142,000	20%	35,500	0	0	3,550	1,775	-3,550		
20	0	G1-3	短専卒	143,352	20%	35,838	0	0	3,584	1,792	-3,584		
21	0	G1-4	3年専卒	144,704	20%	36,176	0	0	3,618	1,809	-3,618		
22	0	G1-5	4大卒	145,556	20%	36,514	500	0	3,651	1,826	-3,651		
23	1	G1-6		145,908	20%	36,852	1,000	500	3,685	1,843	-3,685		
24	2	G1-7		146,260	20%	37,190	1,500	1,000	3,719	1,860	-3,719		
25	3	G1-8		146,612	20%	37,528	2,000	1,500	3,753	1,876	-3,753		
26	4	G2-1		146,964	20%	37,866	2,500	2,000	3,787	1,893	-3,787		
27	5	G2-2		147,316	20%	38,204	3,000	2,500	3,820	1,910	-3,820		
28	6	G2-3		147,668	20%	38,542	3,500	3,000	3,854	1,927	-3,854		
29	7	G2-4		148,020	20%	38,880	4,000	3,500	3,888	1,944	-3,888		
30	8	G3-1		148,116	20%	39,154	4,500	4,000	3,915	1,958	-3,915		
31	9	G3-2		148,212	20%	39,428	5,000	4,500	3,943	1,971	-3,943		
32	10	G3-3		148,308	20%	39,702	5,500	5,000	3,970	1,985	-3,970		
33	11	G3-4		148,404	20%	39,976	6,000	5,500	3,998	1,999	-3,998		
34	12	G3-5		148,500	20%	40,250	6,500	6,000	4,025	2,013	-4,025		
35	13	G超過1		128,334	30%	60,786	7,000	6,500	6,079	3,039		-12,157	
36	14	G超過2		128,293	30%	61,197	7,500	7,000	6,120	3,060		-12,239	
37	15	G超過3		128,252	30%	61,608	8,000	7,500	6,161	3,080		-12,322	
38	16	G超過4		129,211	30%	62,019	8,000	7,500	6,202	3,101		-12,404	
39	17	G超過5		130,170	30%	62,430	8,000	7,500	6,243	3,122		-12,486	
40	18	G超過6		131,052	30%	62,808	8,000	7,500	6,281	3,140		-12,562	
41	19	G超過7		131,934	30%	63,186	8,000	7,500	6,319	3,159		-12,637	
42	20	G超過8		132,816	30%	63,564	8,000	7,500	6,356	3,178		-12,713	
43	21	G超過9		133,698	30%	63,942	8,000	7,500	6,394	3,197		-12,788	
44	22	G超過10		134,580	30%	64,320	8,000	7,500	6,432	3,216		-12,864	
45	23	G超過11		135,462	30%	64,698	8,000	7,500	6,470	3,235		-12,940	
46	24	G超過12		136,344	30%	65,076	8,000	7,500	6,508	3,254		-13,015	
47	25	G超過13		137,226	30%	65,454	8,000	7,500	6,545	3,273		-13,091	
48	26	G超過14		138,108	30%	65,832	8,000	7,500	6,583	3,292		-13,166	
49	27	G超過15		138,990	30%	66,210	8,000	7,500	6,621	3,311		-13,242	
50	28	G超過16		139,844	30%	66,576	8,000	7,500	6,658	3,329		-13,315	
51	29	G超過17		140,698	30%	66,942	8,000	7,500	6,694	3,347		-13,388	
52	30	G超過18		141,552	30%	67,308	8,000	7,500	6,731	3,365		-13,462	
53	31	G超過19		142,406	30%	67,674	8,000	7,500	6,767	3,384		-13,535	
54	32	G超過20		143,260	30%	68,040	8,000	7,500	6,804	3,402		-13,608	
55	33	G超過21		144,114	30%	68,406	8,000	7,500	6,841	3,420		-13,681	
56	34	G超過22		144,968	30%	68,772	8,000	7,500	6,877	3,439		-13,754	
57	35	G超過23		145,822	30%	69,138	8,000	7,500	6,914	3,457		-13,828	
58	36	G超過24		146,676	30%	69,504	8,000	7,500	6,950	3,475		-13,901	
59	37	G超過25		147,530	30%	69,870	8,000	7,500	6,987	3,494		-13,974	
60	38	G超過26		148,342	30%	70,218	8,000	7,500	7,022	3,511		-14,044	
61	39	G超過27		149,154	30%	70,566	8,000	7,500	7,057	3,528		-14,113	
62	40	G超過28		149,966	30%	70,914	8,000	7,500	7,091	3,546		-14,183	
63	41	G超過29		150,778	30%	71,262	8,000	7,500	7,126	3,563		-14,252	
64	42	G超過30		151,590	30%	71,610	8,000	7,500	7,161	3,581		-14,322	
65	43	G超過31		152,402	30%	71,958	8,000	7,500	7,196	3,598		-14,392	

賃金表 ■リーダー職 (主任)											
年齢17以下は年齢18を適用する。年齢66以上は年齢65を適用する。											別表 1
経験16以下は経験17を適用する。経験48以上は経験47を適用する。											2025/4/1
年齢	経験	標準格付	本給	役割給	役割給	年齢給	経験給	標準滞留年数			標準滞留年数超
								S(10%増額)	A(5%増額)	C(10%減額)	C(20%減額)
35	17	L1-1	134,462	30%	64,698	8,500	8,000	6,470	3,235	-6,470	
36	18	L1-2	134,680	30%	65,220	9,000	8,500	6,522	3,261	-6,522	
37	19	L1-3	134,898	30%	65,742	9,500	9,000	6,574	3,287	-6,574	
38	20	L1-4	135,116	30%	66,264	10,000	9,500	6,626	3,313	-6,626	
39	21	L1-5	135,334	30%	66,786	10,500	10,000	6,679	3,339	-6,679	
40	22	L1超過1	135,454	30%	67,266	11,000	10,500	6,727	3,363		-13,453
41	23	L1超過2	135,574	30%	67,746	11,500	11,000	6,775	3,387		-13,549
42	24	L1超過3	135,694	30%	68,226	12,000	11,500	6,823	3,411		-13,645
43	25	L1超過4	135,814	30%	68,706	12,500	12,000	6,871	3,435		-13,741
44	26	L1超過5	135,934	30%	69,186	13,000	12,500	6,919	3,459		-13,837
45	27	L1超過6	136,984	30%	69,636	13,000	12,500	6,964	3,482		-13,927
46	28	L1超過7	138,034	30%	70,086	13,000	12,500	7,009	3,504		-14,017
47	29	L1超過8	139,084	30%	70,536	13,000	12,500	7,054	3,527		-14,107
48	30	L1超過9	140,134	30%	70,986	13,000	12,500	7,099	3,549		-14,197
49	31	L1超過10	141,184	30%	71,436	13,000	12,500	7,144	3,572		-14,287
50	32	L1超過11	142,164	30%	71,856	13,000	12,500	7,186	3,593		-14,371
51	33	L1超過12	143,144	30%	72,276	13,000	12,500	7,228	3,614		-14,455
52	34	L1超過13	144,124	30%	72,696	13,000	12,500	7,270	3,635		-14,539
53	35	L1超過14	145,104	30%	73,116	13,000	12,500	7,312	3,656		-14,623
54	36	L1超過15	146,084	30%	73,536	13,000	12,500	7,354	3,677		-14,707
55	37	L1超過16	146,994	30%	73,926	13,000	12,500	7,393	3,696		-14,785
56	38	L1超過17	147,904	30%	74,316	13,000	12,500	7,432	3,716		-14,863
57	39	L1超過18	148,814	30%	74,706	13,000	12,500	7,471	3,735		-14,941
58	40	L1超過19	149,724	30%	75,096	13,000	12,500	7,510	3,755		-15,019
59	41	L1超過20	150,634	30%	75,486	13,000	12,500	7,549	3,774		-15,097
60	42	L1超過21	151,474	30%	75,846	13,000	12,500	7,585	3,792		-15,169
61	43	L1超過22	151,474	30%	75,846	13,000	12,500	7,585	3,792		-15,169
62	44	L1超過23	151,474	30%	75,846	13,000	12,500	7,585	3,792		-15,169
63	45	L1超過24	151,474	30%	75,846	13,000	12,500	7,585	3,792		-15,169
64	46	L1超過25	151,474	30%	75,846	13,000	12,500	7,585	3,792		-15,169
65	47	L1超過26	151,474	30%	75,846	13,000	12,500	7,585	3,792		-15,169

賃金表 ■リーダー職（係長）
 年齢39以下は年齢40を適用する。年齢66以上は年齢65を適用する。
 経験21以下は経験22を適用する。経験48以上は経験47を適用する。

別表 1

2025/4/1

年齢	経験	標準格付	本給	役割給	役割給	年齢給	経験給	標準滞留年数			
								S(10%増額)	A(5%増額)	C(10%減額)	C(20%減額)
40	22	L2-1	146,164	30%	71,856	11,000	10,500	7,186	3,593	-7,186	
41	23	L2-2	146,564	30%	72,456	11,500	11,000	7,246	3,623	-7,246	
42	24	L2-3	146,964	30%	73,056	12,000	11,500	7,306	3,653	-7,306	
43	25	L2-4	147,364	30%	73,656	12,500	12,000	7,366	3,683	-7,366	
44	26	L2-5	147,764	30%	74,256	13,000	12,500	7,426	3,713	-7,426	
45	27	L2超過1	148,884	30%	74,736	13,000	12,500	7,474	3,737		-14,947
46	28	L2超過2	150,004	30%	75,216	13,000	12,500	7,522	3,761		-15,043
47	29	L2超過3	151,124	30%	75,696	13,000	12,500	7,570	3,785		-15,139
48	30	L2超過4	152,244	30%	76,176	13,000	12,500	7,618	3,809		-15,235
49	31	L2超過5	153,364	30%	76,656	13,000	12,500	7,666	3,833		-15,331
52	34	L2超過8	156,514	30%	78,006	13,000	12,500	7,801	3,900		-15,601
55	37	L2超過11	159,594	30%	79,326	13,000	12,500	7,933	3,966		-15,865
56	38	L2超過12	160,574	30%	79,746	13,000	12,500	7,975	3,987		-15,949
57	39	L2超過13	161,554	30%	80,166	13,000	12,500	8,017	4,008		-16,033
58	40	L2超過14	162,534	30%	80,586	13,000	12,500	8,059	4,029		-16,117
59	41	L2超過15	163,514	30%	81,006	13,000	12,500	8,101	4,050		-16,201
60	42	L2超過16	164,424	30%	81,396	13,000	12,500	8,140	4,070		-16,279
61	43	L2超過17	164,424	30%	81,396	13,000	12,500	8,140	4,070		-16,279
62	44	L2超過18	164,424	30%	81,396	13,000	12,500	8,140	4,070		-16,279
63	45	L2超過19	164,424	30%	81,396	13,000	12,500	8,140	4,070		-16,279
64	46	L2超過20	164,424	30%	81,396	13,000	12,500	8,140	4,070		-16,279
65	47	L2超過21	164,424	30%	81,396	13,000	12,500	8,140	4,070		-16,279

賃金表 ■管理職（課長補佐）												
年齢44以下は年齢45を適用する。年齢66以上は年齢65を適用する。											別表 1	
経験16以下は経験17を適用する。経験38以上は経験37を適用する。											2025/4/1	
年齢	経験	標準格付	本給	役割給	役割給	年齢給	経験給	標準滞留年数				標準滞留年数超
								S(10%増額)	A(5%増額)	C(10%減額)	C(20%減額)	
45	17	M1-1	157,594	30%	79,326	14,000	13,500	7,933	3,966		-7,933	
46	18	M1-2	158,694	30%	80,226	14,500	14,000	8,023	4,011		-8,023	
47	19	M1-3	159,794	30%	81,126	15,000	14,500	8,113	4,056		-8,113	
48	20	M1-4	160,894	30%	82,026	15,500	15,000	8,203	4,101		-8,203	
49	21	M1-5	161,994	30%	82,926	16,000	15,500	8,293	4,146		-8,293	
50	22	M1-6	163,094	30%	83,826	16,500	16,000	8,383	4,191		-8,383	
51	23	M1超過1	164,494	30%	84,426	16,500	16,000	8,443	4,221			-16,885
52	24	M1超過2	165,894	30%	85,026	16,500	16,000	8,503	4,251			-17,005
53	25	M1超過3	167,294	30%	85,626	16,500	16,000	8,563	4,281			-17,125
54	26	M1超過4	168,694	30%	86,226	16,500	16,000	8,623	4,311			-17,245
55	27	M1超過5	169,919	30%	86,751	16,500	16,000	8,675	4,338			-17,350
56	28	M1超過6	171,144	30%	87,276	16,500	16,000	8,728	4,364			-17,455
57	29	M1超過7	172,369	30%	87,801	16,500	16,000	8,780	4,390			-17,560
58	30	M1超過8	173,594	30%	88,326	16,500	16,000	8,833	4,416			-17,665
59	31	M1超過9	174,644	30%	88,776	16,500	16,000	8,878	4,439			-17,755
60	32	M1超過10	175,694	30%	89,226	16,500	16,000	8,923	4,461			-17,845
61	33	M1超過11	175,694	30%	89,226	16,500	16,000	8,923	4,461			-17,845
62	34	M1超過12	175,694	30%	89,226	16,500	16,000	8,923	4,461			-17,845
63	35	M1超過13	175,694	30%	89,226	16,500	16,000	8,923	4,461			-17,845
64	36	M1超過14	175,694	30%	89,226	16,500	16,000	8,923	4,461			-17,845
65	37	M1超過15	175,694	30%	89,226	16,500	16,000	8,923	4,461			-17,845

賃金表 ■管理職（課長及び課長級）												
年齢50以下は年齢51を適用する。年齢66以上は年齢65を適用する。											別表 1	
経験22以下は経験23を適用する。経験38以上は経験37を適用する。											2025/4/1	
年齢	経験	標準格付	本給	役割給	役割給	年齢給	経験給	標準滞留年数				標準滞留年数超
								S(10%増額)	A(5%増額)	C(10%減額)	C(20%減額)	
51	23	M2-1	174,694	30%	89,226	17,000	16,500	8,923	4,461		-8,923	
52	24	M2-2	176,494	30%	90,426	17,500	17,000	9,043	4,521		-9,043	
53	25	M2-3	178,294	30%	91,626	18,000	17,500	9,163	4,581		-9,163	
54	26	M2-4	180,094	30%	92,826	18,500	18,000	9,283	4,641		-9,283	
55	27	M2-5	181,894	30%	94,026	19,000	18,500	9,403	4,701		-9,403	
56	28	M2-6	183,694	30%	95,226	19,500	19,000	9,523	4,761		-9,523	
57	29	M2超過1	185,794	30%	96,126	19,500	19,000	9,613	4,806			-19,225
58	30	M2超過2	187,894	30%	97,026	19,500	19,000	9,703	4,851			-19,405
59	31	M2超過3	189,294	30%	97,626	19,500	19,000	9,763	4,881			-19,525
60	32	M2超過4	190,694	30%	98,226	19,500	19,000	9,823	4,911			-19,645
61	33	M2超過5	190,694	30%	98,226	19,500	19,000	9,823	4,911			-19,645
62	34	M2超過6	190,694	30%	98,226	19,500	19,000	9,823	4,911			-19,645
63	35	M2超過7	190,694	30%	98,226	19,500	19,000	9,823	4,911			-19,645
64	36	M2超過8	190,694	30%	98,226	19,500	19,000	9,823	4,911			-19,645
65	37	M2超過9	190,694	30%	98,226	19,500	19,000	9,823	4,911			-19,645

賃金表 ■管理職（部長及び部長級）
 年齢57以下は年齢58を適用する。年齢66以上は年齢65を適用する。
 経験23以下は経験24を適用する。経験32以上は経験31を適用する。

別表 1

2025/4/1

年齢	経験	標準格付	本給	役割給	役割給	年齢給	経験給	標準滞留年数			
								S(10%増額)	A(5%増額)	C(10%減額)	C(20%減額)
58	24	M3-2	193,194	30%	99,726	20,000	19,500	9,973	4,986	-9,973	
61	27	M3-5	197,194	30%	102,726	21,500	21,000	10,273	5,136	-10,273	
62	28	M3-6	196,194	30%	102,726	22,000	21,500	10,273	5,136	-10,273	
63	29	M3-7	195,194	30%	102,726	22,500	22,000	10,273	5,136	-10,273	
64	30	M3-8	194,194	30%	102,726	23,000	22,500	10,273	5,136	-10,273	
65	31	M3-9	193,194	30%	102,726	23,500	23,000	10,273	5,136	-10,273	

黄金表 ■ 専門職										別表1			
年齢17以下は年齢18を適用する。年齢66以上は年齢65を適用する。										2025/4/1			
年齢	経験	標準格付	学歴	本給	役割給	役割給	年齢給	経験給	標準滞留年数				
									S(10%増額)	A(5%増額)	C(10%減額)	C(20%減額)	
18	0	S1-1	高卒	140,728	20%	35,182	0	0	-	-	-	-	
19	0	S1-2		142,000	20%	35,500	0	0	3,550	1,775	-3,550		
20	0	S1-3	短専卒	143,352	20%	35,838	0	0	3,584	1,792	-3,584		
21	0	S1-4	3年専卒	144,704	20%	36,176	0	0	3,618	1,809	-3,618		
22	0	S1-5	4大卒	145,556	20%	36,514	500	0	3,651	1,826	-3,651		
23	1	S1-6		145,908	20%	36,852	1,000	500	3,685	1,843	-3,685		
24	2	S1-7		146,260	20%	37,190	1,500	1,000	3,719	1,860	-3,719		
25	3	S1-8		146,612	20%	37,528	2,000	1,500	3,753	1,876	-3,753		
26	4	S2-1		146,964	20%	37,866	2,500	2,000	3,787	1,893	-3,787		
27	5	S2-2		147,316	20%	38,204	3,000	2,500	3,820	1,910	-3,820		
28	6	S2-3		147,668	20%	38,542	3,500	3,000	3,854	1,927	-3,854		
29	7	S2-4		148,020	20%	38,880	4,000	3,500	3,888	1,944	-3,888		
30	8	S3-1		148,116	20%	39,154	4,500	4,000	3,915	1,958	-3,915		
31	9	S3-2		148,212	20%	39,428	5,000	4,500	3,943	1,971	-3,943		
32	10	S3-3		148,308	20%	39,702	5,500	5,000	3,970	1,985	-3,970		
33	11	S3-4		148,404	20%	39,976	6,000	5,500	3,998	1,999	-3,998		
34	12	S3-5		148,500	20%	40,250	6,500	6,000	4,025	2,013	-4,025		
35	13	S4-1		128,334	30%	60,786	7,000	6,500	6,079	3,039	-6,079		
36	14	S4-2		128,293	30%	61,197	7,500	7,000	6,120	3,060	-6,120		
37	15	S4-3		128,252	30%	61,608	8,000	7,500	6,161	3,080	-6,161		
38	16	S4-4		129,211	30%	62,019	8,000	7,500	6,202	3,101	-6,202		
39	17	S4-5		130,170	30%	62,430	8,000	7,500	6,243	3,122	-6,243		
40	18	S5-1		131,052	30%	62,808	8,000	7,500	6,281	3,140	-6,281		
41	19	S5-2		131,934	30%	63,186	8,000	7,500	6,319	3,159	-6,319		
42	20	S5-3		132,816	30%	63,564	8,000	7,500	6,356	3,178	-6,356		
43	21	S5-4		133,698	30%	63,942	8,000	7,500	6,394	3,197	-6,394		
44	22	S5-5		134,580	30%	64,320	8,000	7,500	6,432	3,216	-6,432		
45	23	S6-1		135,462	30%	64,698	8,000	7,500	6,470	3,235	-6,470		
46	24	S6-2		136,344	30%	65,076	8,000	7,500	6,508	3,254	-6,508		
47	25	S6-3		137,226	30%	65,454	8,000	7,500	6,545	3,273	-6,545		
48	26	S6-4		138,108	30%	65,832	8,000	7,500	6,583	3,292	-6,583		
49	27	S6-5		138,990	30%	66,210	8,000	7,500	6,621	3,311	-6,621		
50	28	S6-6		139,844	30%	66,576	8,000	7,500	6,658	3,329	-6,658		
51	29	S超過1		140,698	30%	66,942	8,000	7,500	6,694	3,347		-13,388	
52	30	S超過2		141,552	30%	67,308	8,000	7,500	6,731	3,365		-13,462	
53	31	S超過3		142,406	30%	67,674	8,000	7,500	6,767	3,384		-13,535	
54	32	S超過4		143,260	30%	68,040	8,000	7,500	6,804	3,402		-13,608	
55	33	S超過5		144,114	30%	68,406	8,000	7,500	6,841	3,420		-13,681	
56	34	S超過6		144,968	30%	68,772	8,000	7,500	6,877	3,439		-13,754	
57	35	S超過7		145,822	30%	69,138	8,000	7,500	6,914	3,457		-13,828	
58	36	S超過8		146,676	30%	69,504	8,000	7,500	6,950	3,475		-13,901	
59	37	S超過9		147,530	30%	69,870	8,000	7,500	6,987	3,494		-13,974	
60	38	S超過10		148,342	30%	70,218	8,000	7,500	7,022	3,511		-14,044	
61	39	S超過11		149,154	30%	70,566	8,000	7,500	7,057	3,528		-14,113	
62	40	S超過12		149,966	30%	70,914	8,000	7,500	7,091	3,546		-14,183	
63	41	S超過13		150,778	30%	71,262	8,000	7,500	7,126	3,563		-14,252	
64	42	S超過14		151,590	30%	71,610	8,000	7,500	7,161	3,581		-14,322	
65	43	S超過15		152,402	30%	71,958	8,000	7,500	7,196	3,598		-14,392	

別表2

経 験 年 数 換 算 表	
(生活支援員)	
経 験 区 分	換算率
福祉職：障がい関連（3年以上）従事した期間	100%
福祉職：障がい関連（3年未満）従事した期間	75%
福祉職：高齢者関連（3年以上）従事した期間	75%
その他職種（高齢者関連3年未満含む）従事した期間	50%
(看護師・作業療法士・栄養士・事務員)	
経 験 区 分	換算率
看護師・作業療法士・栄養士の職に従事した期間	100%
看護師・作業療法士・栄養士 以外の職に従事した期間	50%
事務員の職に従事した期間	75%
事務員の職 以外の職に従事した期間	50%

別表 3

名称	資格手当
根拠	第10条
支給日	要件発生日（要件失格日）が月の初日の場合はその月、それ以外は翌月の25日
支給対象	下記の資格を保持し、その職務に就く職員（2つまでの手当に限る） ・サービス管理責任者・生活支援員・相談員 （社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・歯科衛生士）6,000円 ・理学療法士・作業療法士 （理学療法士・作業療法士）6,000円 ※支給基準 1つ：6,000円 2つ以上：9,000円 ・看護師 （正看護師 20,000円・准看護師 16,000円） ・栄養士 （管理栄養士 6,000円・栄養士 4,800円） ※資格証明書添付の上申請
支給基準	上記のとおり
名称	家族手当
根拠	第11条
支給日	要件発生日（要件失格日）が月の初日の場合はその月、それ以外は翌月の25日
支給対象	①配偶者 ②22歳に達した年度の末日までの子
支給基準	①9,000円 ②1人につき9,000円
名称	住居手当
根拠	第12条
支給日	住民票を移動した日が月の初日の場合はその月、それ以外は翌月の25日
支給対象	1、住居を借り受け家賃を支払っている職員 （住民票記載事項証明書・契約金額のわかる書類添付の上申請）
支給基準	① 家賃が月額21,000円を超える場合は、家賃の月額から21,000円を控除した額の2分の1の額（2分の1の額が16,000円を超えるときは16,000円）に5,000円を加算した額（最高支給限度額 駐車場使用料を含め21,000円） ② 住居手当の額に100円未満の単数が生じた場合は、これを切り捨てる。
支給対象	2、自己の所有する住宅に居住する職員 （住民票記載事項証明書添付の上申請）
支給基準	5,000円
名称	通勤手当
根拠	第13条

支給日	住民票を移動した日が月の初日の場合はその月、それ以外は翌月の25日
支給対象	交通機関（鉄道、バス）を利用する職員（片道2km以上） 交通用具（自転車、自動車等）を利用する職員（片道2km以上） （それぞれ住民票記載事項証明書添付の上申請）
支給基準	片道2km以上4km未満 2,500円 片道4km以上6km未満 3,600円 片道6km以上10km未満 4,100円 片道10km以上15km未満 6,500円 片道15km以上16km未満 8,800円 片道16km以上18km未満 9,800円 片道18km以上20km未満 10,900円 片道20km以上25km未満 11,300円 片道25km以上26km未満 14,000円 片道26km以上28km未満 15,100円 片道28km以上35km未満 16,100円 片道35km以上38km未満 19,300円 片道38km以上41km未満 20,300円 片道41km以上45km未満 20,900円 片道45km以上 22,400円
名称	時間外手当及び休日勤務手当
根拠	第14条
支給日	翌月の25日
支給対象	時間外及び休日勤務を命じられた職員
支給基準	第5条第2項により算出した ① 時間外手当 勤務1時間あたり単価の125/100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、150/100） ② 休日勤務手当 勤務1時間あたり単価の135/100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、160/100）
名称	夜勤手当
根拠	第15条
支給日	翌月の25日
支給対象	夜間勤務を命じられた職員
支給基準	第5条第2項により算定した勤務1時間あたり単価の25/100に勤務1回につき2,800円を加算した額
名称	特別手当
根拠	第16条
支給日	要件発生日（要件失格日）が月の初日の場合はその月、それ以外は翌月の25日、職員紹介制度内規により採用した職員の入職祝い金については、入職6ヶ月経過時点の月の25日
支給対象	理事長が必要と認める職員

支給基準	理事長が必要と認める場合に予算の範囲内の額、職員紹介制度内規により採用した職員の入職祝い金については、一人当たり 50,000 円
名称	福祉・介護職員処遇改善加算手当
根拠	第16条の2
支給日	その月の25日
支給対象	全職員
支給基準	福祉・介護職員等処遇改善加算を原資として個別に決定
名称	紹介手当
根拠	第16条の3
支給日	被紹介者入職後6ヶ月経過時点の月の25日
支給対象	職員紹介制度内規により紹介した職員
支給基準	一人当たり 50,000 円

第3号議案

個人情報保護規程及び個人情報保護方針の全部改正

社会福祉法人新潟みずほ福祉会 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人新潟みずほ福祉会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれる個人情報をいう。

(1) 本人の人種、信条、社会的身分

(2) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること

(3) 本人の病歴、医師等による健康診断その他検査の結果及び指導、診療、調剤が行われたこと

(4) 本人の犯罪の経歴

(5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと

(6) 本人を罪を犯した少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審

判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

(7) 犯罪により本人が害を被った事実

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この規程において「個人データ」とは、前項に定める個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6 この規程において「保有個人データ」とは、本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、並びに第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、当該データの存否が明らかになることにより、本人及び第三者の生命、身体又は財産が侵害されるおそれのあるもの等を除く。

7 この規程において「本人」とは、個人情報から識別される個人をいう。

8 この規程において「従事者」とは、本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(本会等の責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第5条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第6条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、出版、報道等により公開されている場合
 - (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (7) 第11条第2項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき
- 3 本会は、個人情報を収集するとき（前項の規定により要配慮個人情報を取得する場合を除く。）には、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第7条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。
- 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

- 第8条 個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならないものとする。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

- 第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従事者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 本会は、個人データの取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人情報（個人データ）の漏えい等の報告等

（漏えい等事案の報告及び本人への通知）

第10条 本会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

- （1）要配慮個人情報が含まれる個人情報（個人データ）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （2）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人情報（個人データ）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （3）不正の目的をもって行われたおそれがある個人情報（個人データ）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （4）個人情報（個人データ）に係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 本会は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第6章 個人データの第三者提供

（個人データの第三者提供）

第11条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- （1）法令に基づく場合。
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- （1）本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- （2）合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- （3）個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨及び共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又

は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

- 3 本会は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 本会は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号の記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。なお、前条第1項各号に該当することにより本人の同意を得ずに第三者に個人情報の提供を行った場合、次の第2号から第5号の記録を作成する。

- (1) 本人の同意を得ている旨
- (2) 当該個人データを提供した年月日
- (3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (5) 当該個人データの項目

- 2 前項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第11条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 本会は、前項の規定による確認を行ったときは、次の各号の記録を作成する。

- (1) 個人データの提供を受けた年月日
- (2) 前項の各号に掲げる事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

- 3 前項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

第7章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置き、または本人から照会を受けたときに遅滞なく回答する。

- (1) 本会の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) すべての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条第1項若しくは第17条第1項、第3項若しくは第5項の規定による申し出に応じる手続
- (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- (5) 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
- (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(保有個人データの開示等)

第15条 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げるいずれかの方法による開示の申し出を行うことができる。

- (1) 電磁的記録の提供による方法
- (2) 書面の交付による方法

2 本会が前項の規定による申し出を受けたときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、本人に対し、前項の規定により当該本人が申し出た方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 本会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部につ

いて開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

4 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第12条第1項及び第13条第2項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(保有個人データの訂正、追加、削除等)

第16条 本人は、本会对し、書面又は口頭により当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）の申し出を行うことができる。

2 本会は、前項の規定による申し出を受けたときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 本会は、第1項の規定による申し出に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第17条 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第8条の規定に違反して取り扱われているとき又は第6条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）の申し出を行うことができる。

2 本会は、前項の規定による申し出を受けた場合であって、その申し出に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる

ときは、この限りでない。

- 3 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データが第11条第1項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止の申し出を行うことができる。
- 4 本会は、前項の規定による申し出を受けた場合であって、その申し出に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データを本会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第10条第1項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の申し出を行うことができる。
- 6 本会は、前項の規定による申し出を受けた場合であって、その申し出に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 本会は、第1項若しくは第5項の規定による申し出に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による申し出に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(代理人による開示等の申し出等)

第18条 保有個人データ又は第三者提供記録の開示等の申し出等は、次の各号の代理人によってすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の申し出等をするにつき本人が委任した代理人

第8章 組織及び体制

(個人情報保護管理責任者)

第19条 本会における個人情報保護管理責任者は本部長とする。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報保護管理委員会を主宰し、本会における個人情報管理に関する取組の推進に関する責任を負う。
- 3 個人情報保護管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

(個人情報保護管理者)

- 第 20 条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、施設長及び事業所長とする。
 - 3 本部長は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従事者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
 - 4 施設長及び事業所長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
 - 5 本部長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従事者に委任することができる。

(苦情対応)

- 第 21 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、本部長とするものとする。
 - 3 施設長及び事業所長は、苦情対応の業務を従事者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従事者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(理由の説明)

- 第 22 条 本会は、第 14 条第 3 項、第 15 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 3 項又は第 17 条第 7 項の規定により、本人から求められ、又は申し出を受けた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(従事者の義務)

- 第 23 条 本会の従事者又は従事者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従事者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
 - 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第9章 雑則

(その他)

第24条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

個人情報保護方針

社会福祉法人新潟みずほ福祉会（以下「本会」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱い保護することは福祉サービスに携わるものの社会的責務と考え、以下のことに取り組みます。

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- (1) 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で必要範囲の情報を取得し、利用する際は目的の通知または公表をし、その範囲内で利用します。
- (2) 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- (3) 個人情報を第三者に提供した場合及び第三者から提供を受けた場合は、必要事項を記録します。
- (4) 業務の委託にあたっては、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う業者を選定し適切な監督を行います。

2. 個人情報の安全確保の措置

- (1) 個人情報保護の重要性を全役職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する必要な教育を継続的に行うよう努めます。
- (2) 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などが発生しないように安全対策に努めます。

3. 法令及びその他規範の遵守

本会は個人情報の取り扱いに関して、個人情報保護法をはじめとする関係法令及びその他の規範を遵守します。

4. 個人情報に関するお問い合わせと苦情窓口

本会が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、照会については、各事業所にて受け付けします。

令和6年4月1日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理事長 佐藤 隆

第4号議案

福祉医療機構への借入れについて

令和6年9月2日に新潟市に対し「令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金」の申請を行いました。

今後、[REDACTED]、12月中に福祉医療機構への借入れの申し込みを行う際、理事会承認の議事録と新潟市からの借入申し込み意見書の添付が求められます。

その財源として独立行政法人福祉医療機構より、[REDACTED]千円を償還期間[REDACTED]年、据置期間[REDACTED]ヶ月、契約締結時の金利を適用し[REDACTED]年固定金利（[REDACTED]年経過ごとに金利見直し）で借入れを行い自己資金[REDACTED]千円を充当します。

また、[REDACTED]独立行政法人福祉医療機構の借入れに対する担保として新潟県新潟市西区藤野木51番地の土地と、新潟県新潟市西区藤野木51番地に新築した新潟みずほ園の建物と、新潟県新潟市西区藤野木51番地のみのり園建物をみのり園の建替え前まで提供し、担保順位については、独立行政法人福祉医療機構第一順位とすること及び、上記の借入れについては、保証人不要制度（借入利率に独立行政法人福祉医療機構が指定する一定の利率を上乗せ）を選択します。

3月中に施工入札、契約を行う流れとなります。

第5号議案

「みっと」事業の廃止について

(経緯)

本事業は、平成27年4月1日に第2みずほ園事務室において、「居宅介護」「同行援護」「移動支援」「福祉有償運送」を中心に事業開始した。

サービス提供責任者含め3名体制で、在宅障がい児者の学校や事業所への送迎、ご自宅での入浴支援や家事支援、余暇での外出支援など展開してきた事業であるが、在宅福祉のニーズに応えるべく、これまで10年近くにわたり事業展開してきたところである。

事業開始当初に比べ、同事業所もだいぶ増え、事業所がなくて困っているケースもだいぶ改善されてきているところである。

社会福祉法人の使命である社会貢献という視点で継続してきた事業ではあるが、採算ベースに乗せるにはあまりにも収支の差が大きく、また、入所施設の建て替えという大きなミッションを目の前に、返済原資の捻出に多大なる影響があると判断し、令和7年3月31日をもって事業廃止すべきとの結論に至った次第である。

なお、ご利用中の皆様には、丁寧にご説明したうえで、代わりとなる事業所のご提案や引継ぎなど、生活に支障のないようご対応させていただく予定です。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

第6号議案

役員の選任

理事の候補者推薦書

令和6年11月29日現在

氏名	性	住所	職業	就任年月日	就任満了年月日	親族等の関係	生年月日
瀧澤千代美	女	新潟市 西区	(福)新潟みず ほ福祉会 みのり園 施設長	令和7年 4月1日	令和7年 定時 評議員会	無	S39.10.21

令和7年3月末、田中理事退職に伴い理事の欠員が生じるため、令和7年4月1日から令和7年6月の就任満了日まで瀧澤千代美を理事に推薦します。

議案第7号

評議員会の招集

定款第17条 理事及び監事は評議員の決議によって選任するとあり、理事の欠員による新理事就任を議案とし評議員会招集の承認をいただきたい。

定款細則第7条第6項 当該提案を評議員全員が同意した場合は決議があったものとみなす(決議の省略)とあり、評議員会を理事会の決議後1週間の間隔を置いて招集したい。(令和6年12月2日発信)